

公共サービス改革基本方針の素案（未定稿）

	(頁)
第 1 意義及び目標	1
第 2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	1
1 基本的な考え方	1
(1) 公共サービスに関する不断の見直し	1
(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減	2
(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置	3
(4) 透明性・中立性・公正性の確保	3
(5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に 関する国の役割	3
2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革	4
(1) 対象公共サービスの選定	4
(2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等	6
(3) 対象公共サービスの実施等	7
3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札	10
(1) 地方公共団体の役割等	10
(2) 「合議制の機関」の設置	11
4 官民競争入札等監理委員会	11
5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する 評価及びこれに伴う基本方針の見直し	12
(1) 評価の位置付け	12
(2) 評価の手續	12
(3) 評価の観点	12
(4) 基本方針の見直し等	13
6 公務員の処遇	13
7 制度の活用に向けた取組	14
第 3 法第 7 条第 2 項第 3 号から第 8 号までに掲げる事項	14

第1 意義及び目標

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し「簡素で効率的な政府」を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。今後「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものにするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、公共サービスの受益者である国民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっている。

また、国や地方公共団体が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、「簡素で効率的な政府」の実現にとって極めて重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すこととする。

第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革に取り組むものとする。

(1) 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度、見直す。

同方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、

- ① 官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止等するとともに、

- ② 必要性があるとしても、「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。

見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫をいかす観点から提出される民間事業者の意見や公共サービスによる利益を享受する国民の意思等を十分踏まえ、「官民競争入札等監理委員会」（以下「監理委員会」という。）による積極的かつ能動的な審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条の規定においては、官民競争入札又は民間競争入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）について、その実施期間の終了にあわせて、当該公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行った上で、対象公共サービスの事後の実施の在り方を見直すものとしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、このような評価についても的確に実施する。

(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、これらの対象として選定された公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを求めている。

このため、まず、基本方針において官民競争入札又は民間競争入札の対象を選定するに当たり、上記(1)に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、当該業務を「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、公共サービスの受益者である国民の立場を踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の実施につき積極的に検討する。

その際、「国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する」旨を定める法第4条の規定を踏まえ、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい業務範囲の選定や規制の在り方についても、十分に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）については、当該公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施における上記目的の達成の程度やこれに要した経費を正確に把

握した上で、これらを踏まえ、上記目的の達成のため当該公共サービスの実施に当たり確保されるべき質や望ましい費用対効果について、可能な限り客観的に検証を行った上で策定する。

この場合、法全体の趣旨・目的を踏まえ、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にする、あるいは逆に、必要以上の質を確保するために不要な経費が支出される、といった事態を招くことのないよう留意する。

また、法第4条の規定を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、民間事業者の創意工夫の余地を可能な限り大きくすることにより、費用対効果を最大化できるよう、実施要項の内容等を定める。

(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

官民競争入札又は民間競争入札の結果、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、民間事業者の責務に関する法第6条の規定を踏まえ、業務の公共性を認識の上、国民の信頼にこたえられるよう、法令を遵守するとともに、責任を持って業務に取り組むことが求められる。

他方で、委託を行った国の行政機関等においても、民間事業者にその実施が委託された対象公共サービスに関し、その国民への提供について最終的に責任を負うのは委託を行った国の行政機関等であることを認識し、国の行政機関等の責務に関する法第4条の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、契約及び法に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

(4) 透明性・中立性・公正性の確保

競争の導入による公共サービスの改革は、その実施の過程について、透明性・中立性・公正性を確保しつつ進める。

こうした観点から、監理委員会は、積極的かつ能動的な審議を行い、基本方針・実施要項の審議等に当たり、多様な意見を十分に聴取しつつ、公正中立な視点に立って、その役割を果たすものとする。

また、国の行政機関等においては、自らの公共サービスを官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることの適否等につき見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

(5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割

地方公共団体の公共サービスについて官民競争入札又は民間競争入札を実施するかについては、当該地方公共団体の判断に委ねられているが、国は、法第4条第2項を踏まえ、自発的に官民競争入札又は民間競争入札を実施しようとする地方公共団体

等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）が円滑にその実施を図ることができるよう、実施を阻害している法令の見直しなど、環境整備を積極的に進める。

2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

(1) 対象公共サービスの選定

ア 民間事業者・地方公共団体からの意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの受益者である国民の立場に立って、競争の導入による公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮の効果が高いものと見込まれる業務を、重点的に、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることが重要である。

このため、国の行政機関等が実施している業務に関し必要な情報を公表し、民間事業者が、その業務の内容を理解した上で、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者及び地方公共団体から要望を受け付けることとしている。

他方で、法の趣旨を踏まえると、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする公共サービスを選定していくことが重要であり、こうした観点から、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、民間事業者及び地方公共団体のみならず、広く国民一般も行うことができるものとする。

また、情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間要望に結びつけるとの観点から、要請があった業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務の内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる指標等を積極的に公表する。

さらに、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、「行政処分」にかかる業務や既に民間事業者等に委託されている業務を含んだ広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものであり、この中には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人等の業務を含むものとする。

このほか、提出された要望の取扱いに関する内閣府又は監理委員会と関係行政機関の検討状況や要請があった情報については、広く内閣府のホームページにおいて公開するものとする。

なお、対象業務に関する要望及び情報公表の要請の実施方法及び実施時期については、これらの実施の趣旨に沿ったより良いものとしていく観点から国において引き続き検討し、必要に応じ、見直しを図るものとする。

イ 対象公共サービスの選定の考え方

限られた財源の中で公共サービスの受益者である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された業務については、当該業務を廃止等の対象として選定するほか、必要性がある業務であっても、民間に委ねることができる判断された業務については、当該業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする業務として選定する。

具体的には、法第7条の規定にのっとり、公共サービスに関する情報の公表、民間事業者等からの意見の募集、関係する国の行政機関等の間での協議、監理委員会における審議等を経て、基本方針として閣議決定される。

特に、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、以下の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か
- ② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か
- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か
- ④ 民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性にかんがみ、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か

国の行政機関等において、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

また、「行政処分」に係る業務や、既に民間委託が行われている業務についても、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではない。特に、「行政処分」に該当する業務を官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とするためには、当該業務を、民間事業者が実施することとする場合に法律の特例が必要とされる業務として法第7条第2項第3号及び第4号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第5章第2節に規定する「特定公共サービス」として位置付ける法の一部改正を行うことが必要となる。

(2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等

ア 実施要項の作成

5 官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、まず、基本方針に従って、対象公共サービスの内容等に応じて、実施要項を決定することが必要である。

10 実施要項は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書である。この内容は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

15 実施要項の策定に当たって、求められる対象公共サービスの質を適切かつ明確に定めることは、創意工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要であることから、以下に留意の上、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定する。

- 20 ① 対象公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や社会経済情勢の変化にも留意しつつ、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること
- ② その際、対象公共サービスの政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましいこと
- 25 ③ また、サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は必要最小限に止めること

30 このような形で、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定することは落札者等の決定のためのサービスの質の評価基準の設定や、実施期間中の監督、実施期間終了後の実施の在り方に関する評価を実施するためにも、非常に重要である。

35 また、上記のほか、実施期間（設備やスキルの構築への投資が行えるように原則複数年とする）、官内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合）、過去の実績を正確に開示し、より優れた提案を促すための従来の実施状況に関する情報の開示等について、国の行政機関等は、監理委員会が自ら別に定める実施要項の審議に当たっての指針に留意の上、実施要項の案を作成するものとする。

なお、実施要項を定めるに当たっては、上記の検証を的確に行い、適切な実施要項

とするため、必要に応じて、以下に示す様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること
- ② 基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること
- ③ 外部専門家の活用を検討すること

イ その他入札実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、以下に留意し適切に入札を実施する。

(ア) 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 3 項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格、法第 10 条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。

(イ) 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第 13 条第 3 項等の規定に基づき必要な事項を公表することとなるが、落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札に参加した者の対象公共サービスの質の評価の結果、入札価格及び総合評価の結果等も含め、できるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。

(ウ) 初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

(3) 対象公共サービスの実施等

官民競争入札又は民間競争入札の結果、最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなった場合も、実際に提案に基づいて対象公共サービスの質の維持向上が図られることが必要であり、官民間問わず、緊張感を持って対象公共サービスの実施を確保することが求められる。

ア 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合も、国の行政機関等及び民間事業者は、以下に留意し、その適正かつ確実な実施を確保する。

(7) 契約の締結等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を適切に反映させ、契約を締結する。

5

民間事業者が対象公共サービスを開始する前には、国の行政機関等において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等と、民間事業者は、十分な時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施する。

10

(1) 公共サービスの実施等

対象公共サービスの実施に当たっては、まずは民間事業者が、法第6条の規定を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、自律的に適正かつ確実に当該サービスを実施することが求められる。

15

国の行政機関等においても、対象公共サービスの質が確保されているかを中心に、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等によって民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を可能な限り促すものとするなど、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行うものとする。

20

監督等の措置としては、国の行政機関等は、民間事業者から、対象公共サービスの実施状況について、契約に従って、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法令に基づく監督・検査を行う。

25

また、これだけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、国の行政機関等は、法第26条の規定に基づく報告徴収、立入検査等や、法第27条の規定に基づく必要な措置の指示等の規定を活用する。民間事業者がこれらの報告徴収、指示等に従わない場合には、罰則が適用される。

30

さらに、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、上記の報告徴収、指示等に従わない場合等には、国の行政機関等は、契約を解除することができる。この際は、当該サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第22条第2項の規定に基づく新たな官民競争入札又は民間競争入札の実施等の必要な措置を講ずることが必要となる。また、監理委員会は、当該行政機関等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう、当該行政機関等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

35

以上の監督等については、国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知するものとする。

上記に加え、民間事業者と対象公共サービスの実施に関係する国の行政機関等は、

当該サービスの質の維持向上という同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、相互に必要な連携を図るものとする。

イ 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合、入札の際の自らの提案（法第 11 条第 2 項に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法、対象公共サービスの実施に要する経費の金額）に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が、自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずる。

ウ 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び公表

国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要である。

このため、民間事業者が落札者となった場合、国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況や監督・検査の状況等について監理委員会に報告するとともに、法第 26 条第 4 項及び第 27 条第 2 項に基づいて、報告徴収、立入検査、指示等の内容及び理由を監理委員会に通知する。

また、国の行政機関等は、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を促す観点から、対象公共サービスの実施状況について公表するものとする。

なお、民間事業者自身が、契約等に基づき、対象公共サービスの実施状況について公表するものとすることも考えられる。

また、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合も、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況（確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び対象公共サービスの実施に要した経費等）を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

エ 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨・目的に照らし認められない。

また、民間事業者が、対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合には、実施要項において以下の措置を講じることとするなど、

当該サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

- ① あらかじめ国の行政機関等の承認を受けることを義務付けるものとし、承認を行うに当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認する。
- ② 再委託を承認した場合には、委託者に対し、再委託を受けた者から必要な報告を徴収させる。

なお、国の行政機関等が対象公共サービスを実施することとなった場合において、さらに他の者にサービスの実施を委託するときの取扱いも、上記と同様の考え方に基づき、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札

地方公共団体の実施する公共サービスは、国民にとって最も身近な公共サービスであり、地方公共団体において官民競争入札又は民間競争入札が実施されることで、公共サービスの在り方に関する国民の関心が高まり、一層の改革が図られるものである。

(1) 地方公共団体の役割等

法においては、地方公共団体に対し、官民競争入札又は民間競争入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第5条の規定を踏まえ、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、官民競争入札又は民間競争入札を実施することが期待される。

法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、前記第2の1及び2を踏まえることが必要である。

地方公共団体等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）の官民競争入札又は民間競争入札の実施を阻害している法令がある場合には、地方公共団体は、法第7条第5項の規定に基づく意見聴取の手續において、積極的な提案等が期待される。

また、地方公共団体の自主的・主体的な取組みに資するよう、国は、地方公共団体における官民競争入札又は民間競争入札の実施状況に関し、法第8条の規定に基づく実施方針の策定状況、先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表するものとする。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方公共団体は、法の定める手續によらず、地方自治法に基づき、自ら所要の規則等を定めることにより、官民

競争入札又は民間競争入札を実施することができる。

その場合、法の定める手続や前記第2の1及び2を参考にしつつ、競争の導入による公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

5 (2) 「合議制の機関」の設置

10 地方公共団体は、法に基づき特定公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、条例により公共サービスに関して優れた識見を有する者によって構成された審議会その他の合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）を設置する必要がある（法第47条）。

合議制の機関は、国における監理委員会に相当する機関であり、実施要項の策定、官民競争入札の落札者に係る評価の実施及び落札事業者との契約の変更等、あらゆるプロセスにおいてこの合議制の機関の議を経ることにより、制度の透明性、中立性及び公正性の確保を図ることを目的とするものである。

15 合議制の機関については、新たに設置することも可能であるが、同種の機能を持った審議会を活用する方法等も考えられる。

4 官民競争入札等監理委員会

20 監理委員会は、競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために設置されるものであり、法の基本理念の具体化に向けて重要な役割を担う組織である。法においては、

- ① 内閣総理大臣による基本方針の案の策定
- 25 ② 国の行政機関等の長等による実施要項の策定
- ③ 国の行政機関等の長等による官民競争入札の落札者の決定に係る評価

等の過程において、監理委員会の議を経るものとされている。

30 監理委員会は、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、監理委員会は、審議の過程において、国の行政機関等との議論や民間事業者や地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

35

5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

(1) 評価の位置付け

競争の導入による公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検討した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況（目的の達成の程度その他の対象公共サービスの質及び経費に係る状況）を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「評価」という。）を行った上で、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、基本方針を変更する。

(2) 評価の手続

評価は、対象公共サービスの実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において、速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施することができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

具体的には、以下の手続により実施する。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、下記(3)ア及びイに掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 内閣総理大臣は、評価案について、監理委員会の議を経た上で、評価を確定する。
- ④ 確定した評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、変更する。

(3) 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価は、以下のア・イの観点から行う。

その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

ア 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無等を検

証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

イ 対象公共サービスの実施内容に関する評価

これまでの対象公共サービスの実施状況（対象公共サービスの質及び経費。以下同じ）について、

- ① 対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か、
- ② 対象公共サービスの実施状況と実施要項において情報開示されている従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等を比較考量することや、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）を比較考量すること等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か

等を明らかにし、その要因を把握した上で、一層の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、確保すべき対象公共サービスの質の内容の再設定、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を得る。

(4) 基本方針の見直し等

上記(3)を踏まえ、基本方針を見直し、再度、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合等には、必要に応じ、基本方針を変更するとともに、新たな実施要項を策定するものとする。

6 公務員の処遇

官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。各任命権者は、職員の不安やこれによる士気の低下を来さないよう、責任を持って円滑な配置転換に取り組むものとする。

官民競争入札又は民間競争入札の実施に伴って、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）に定める定員の純減目標の見直しが行われ、定員の減少の結果、当該部門内で配置転換を行ってもなお職員数が定員を上回る場合となる場合には、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（同）に定める配置転換、採用抑制等の仕組みを活用する。

また、任命権者の要請に応じて国家公務員を退職し、落札事業者の下で業務に従事した者が、再び職員に採用されることを希望する場合には、任命権者は、その者の退

職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

7 制度の活用に向けた取組

5

国は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

10 あわせて、国は、国民、民間事業者、地方公共団体等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発、情報提供を行うとともに、諸外国における関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

15

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

20

以 上